

「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に係るガイドライン」の一部改定（令和7年4月）

改定 1 特定の学校や設置管理者を研究対象とした分析結果を公表する場合への対応

【条件】

◆ 全国レベルの分析を要する計画であること。

- ・国からは、全国レベルの分析を必要とする研究に対して集計結果データを貸与することとする。
- ・全国レベルの分析を必ずしも必要としない場合は、国からの貸与は行わず、研究者は研究対象の学校・設置管理者に対して保有するデータの貸与を依頼することとする。

◆ 研究対象とする学校・設置管理者の同意を得ていること。

- ・特定の学校・設置管理者についても調査・分析を実施し、その成果の公表を予定する場合は、申出書への具体的な研究計画の記載、及び当該研究の実施について対象の学校・設置管理者の承諾を得ていることを示す書類の提出を求める。なお、学校・設置管理者の承諾があれば、成果物において具体の学校・自治体名を公表することも可とする。
- ・集計結果データの貸与後に研究対象とする学校・設置管理者を決定する場合は、研究対象を決定した段階で変更届を提出し、有識者会議の審査を受けることとする。変更届の提出時には、対象の学校・設置管理者の同意を得ていることを示す書類の添付を求める。
- ・対象の学校・設置管理者の承諾を得ている場合においても、文部科学省へのデータ貸与の申出はガイドラインを踏まえて審査を行うため、例えば、「成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に配慮する」という基本原則を踏まえていない場合等は不承諾になる可能性もある。

特定の学校・設置管理者を対象とする研究計画についても、上記の条件を満たせば、集計結果データを貸与できることとする。なお、以下の条件を満たさないまま特定の学校・設置管理者について研究し、その成果を公表した場合には、**不適切利用に該当するものとする。**

主な変更箇所

ガイドライン（個票データ編（匿名データ編））

第3の1(2) 個票（匿名）データを用いた研究等における配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、国又は地方公共団体における教育施策の改善・充実、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要がある。このため、文部科学省は、個票（匿名）データを用いた研究等における個票（匿名）データの取扱い、成果の取りまとめや公表等の具体的な態様が、実施要領に定める「調査結果の取扱い」に関する事項に適切に踏まえたものである場合に、個票（匿名）データを貸与できることとする。

「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（抄）

7. 調査結果の取扱い

（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

ガイドライン（個票データ編）

第7(2) 有識者会議の審査を要する変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から⑤までの変更が生じた場合には、有識者会議において再度審査を行うものとし、申出者は、申出事項変更依頼書により変更の申出を行うものとする。当該依頼の審査は第5の2の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について第6の1の取扱いに準じて申出者に通知する。
なお、第7に規定するもの以外の変更が生じた場合には、改めて新規での利用申出を行うこととする。

- ① 利用者の利用場所を変更する場合
- ② 利用者を追加する場合
- ③ 個票データを追加する場合
- ④ **特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等を追加する場合、又は特定の学校若しくは設置管理者を対象とする研究等において学校又は設置管理者を設定し若しくは変更する場合**
- ⑤ ①から④まで以外で審査を要する変更がある場合

ガイドライン（個票データ編）

第9の2 公表に当たっての留意点

研究等の成果の公表に当たっては、利用者は、実施要領の「調査結果の取扱い」に関する事項を適切に踏まえるとともに、第3の1(2)に定める配慮事項に適切に対応すること。また、成果の公表は、次の基準を満たすこと。

(1) (2)以外の場合

①研究等の成果の公表において、児童生徒の数が10未満である集計単位が原則として含まれていないこと。

②集計単位が市町村の場合、成果の公表において、児童生徒の数が10未満である集計単位が含まれない場合であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。

③研究等の成果の公表において、学校の数又は設置管理者の数が3未満である集計単位が原則として含まれていないこと。また、学校又は設置管理者の数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

(2) 特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等の成果を公表する場合

①研究の対象となる全ての学校及びその設置管理者から研究に対する同意を得た上で、研究計画について有識者会議の審査を経て文部科学省に承諾されていること。

②成果の公表に含まれる内容について、設置管理者が確認していること。

③個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。

④設置者コードが明らかにされていないこと。

改定2 組織的管理措置における情報マネジメントシステムについて

ガイドライン（個票データ編）において求めている組織的管理措置のうち、「**情報マネジメントシステムの実践**」について、**求める管理措置の内容をより明確化**した。

ガイドライン（個票データ編）

第3の2(1)① 組織的管理措置

（ii）所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステム（一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが民間規格評価機関として認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）をいう。）又はこれに準ずるシステムを構築・運用していること。具体的には、情報セキュリティの3要素（機密性、完全性および可用性をいう。）を維持するためのポリシーを定め、セキュリティに対するリスクを評価し、その脅威に対して必要な情報セキュリティ対策を行っていること。